「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」の一部改正について

令和6年4月1日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国	製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技	製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能
		人が従事する業務	能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項	外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7
		【関係規定】	第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定	号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭
		告示第2条	法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規	和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する
			定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表	特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2
			第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号	の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号に掲げる活
			に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第	動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号(統計
			405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関す	法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産
			る分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる	業分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる
			産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っているこ	産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること
			ととする。	とする。
2	P.5	01つ目	○ 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係	○ 特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る
			る基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特	基準として、製造業分野に特有の事情に鑑みて特定
			定技能基準省令第2条第1項第7号に基づき告示	技能基準省令第2条第1項第7号に基づき告示をも

			をもって定めたものです。	って定めたものです。
3	分野	【誓約事項】	2 特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法	2 特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法(昭
	参考様式	2	(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に	和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定
	第3-1号		規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第	する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2
			1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2	の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号に掲げ
			号に掲げる活動を行う事業所が、 <mark>平成25</mark> 年総務省	る活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第25
			告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、	6号(統計法第28条の規定に基づき、統計基準とし
			産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産	て日本標準産業分類を定める件)に定める日本標準
			業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げる	産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げる
			ものを行っていること。	ものを行っていること。
			(略)	(略)